

弘前市自治基本条例市民検討委員会第4回会議 参考資料

1 活動内容、方法等及びスケジュールについて

活動の基となる諮問書（写）は、**別紙1（5頁）**
 次の(1)から(8)までの項目を盛り込んだスケジュール案は、**別紙2-1～2-3（7～9頁）**
 （H24.9月以降のスケジュールの内容は、第1回会議時に配布したスケジュール案と同様）

(1) 活動内容、方法等及びスケジュールの報告書の提出

ア 区分 必要（諮問書記載事項）

イ 内容 報告書の記載内容

①活動内容

②方法

③スケジュール

ウ 方法 会議で決定した内容で庶務が作成し、会議ではなく、各委員が書面により各自確認し、決定する。

エ スケジュール 報告書の内容決定後速やかに

【決定すべき事項】 ①報告書の決定方法

(2) 中間報告書の作成・提出

ア 区分 必要（諮問書記載事項）。ただし、中間報告書記載内容及びスケジュールは、任意。

イ 内容 次に掲げる事項（条例素案作成に必要な情報（(5)イ答申1と同じ項目））を記載したものを作成し、提出する。

<例（他市のものは、**別紙3（11～21頁）**）>

①自治基本条例の必要性及びその理由

②項目（大項目（章）、中項目（節）、小項目（見出し））

③方針（考え方）

④キーワード（盛り込みたいフレーズ、用語）

⑤文章のニュアンス（断定：するものとする。義務：しなければならない。等）

⑥寄せられた意見（ホームページアンケートの意見等）

⑦調査審議状況等（委員会の活動状況等）

ウ 方法 条例の体系順（前文は最後）に審議し、その審議した事項は、次回会議までに庶務が中間報告書素案としてまとめた後、各委員へ事前に送付し、次回会議では、その内容の審議から行う（次第案 **別紙4（23, 24頁）**）。

エ スケジュール 平成25年3月下旬（報告書の提出）

【決定すべき事項】 ①中間報告書の記載内容

②審議方法

③スケジュール

(3) 地区意見交換会の開催

ア 区分 任意（諮問書：中間報告書に対する市民の意見集約）

イ 内容 市民を対象に、中間報告書の説明、意見交換等を行う。

ウ 方法 市内15箇所（中学校区）で開催

エ スケジュール 平成25年4月下旬から同年10月下旬まで（6箇月間）

【決定すべき事項】 ①地区意見交換会の実施の有無（無の場合は、代替案）

②開催内容

③開催方法

④スケジュール

(4) 市民、議会及び執行機関の意見を踏まえ、中間報告書の審議

ア 区分 必要（諮問書記載事項）。ただし、スケジュールは、任意。

イ 内容 市民、議会及び執行機関の意見に対する中間報告書の修正の有無及びその理由の審議

ウ 方法 市民検討委員会会議

エ スケジュール 平成25年11月上旬から平成26年3月下旬まで（5箇月間）

【決定すべき事項】 ①スケジュール

(5) 「諮問1 自治基本条例に盛り込むべき項目、その内容等について」に関する答申（答申1）

ア 区分 必要（諮問書記載事項）。ただし、答申書の記載内容及びスケジュールは、任意。

イ 内容 次に掲げる事項を記載したものを作成し、提出する。

<例>

①自治基本条例の必要性及びその理由

②項目（大項目（章）、中項目（節）、小項目（見出し））

③方針（考え方）

④キーワード（盛り込みたいフレーズ、用語）

⑤文章のニュアンス（断定：するものとする。義務：しなければならない。等）

（※①～⑤の内容は、中間報告書について適宜、変更済のもの）

⑥寄せられた意見（ホームページアンケートの意見等）

⑦中間報告書の変更点、その理由

⑧調査審議状況等（委員会の活動状況等）

ウ 方法 答申書の提出

エ スケジュール 平成26年3月下旬（答申書の内容決定後速やかに）

【決定すべき事項】 ①答申書の記載内容

②スケジュール

(6) 執行機関で作成する条例素案の審議

ア 区分 必要（諮問書記載事項）。ただし、スケジュールは、任意。

イ 内容 答申1と条例素案の内容を比較し、条文の過不足、言い回し（ニュアンス）等の修正の有無、修正案及び修正理由について審議

ウ 方法 市民検討委員会会議

エ スケジュール 平成26年4月下旬から同年5月中旬まで

【決定すべき事項】 ①スケジュール

(7) 「諮問2 自治基本条例素案について」に関する答申（答申2）

ア 区分 必要（諮問書記載事項）。ただし、答申書の記載内容及びスケジュールは、任意。

イ 内容 次に掲げる事項を記載したものを作成し、提出する。

<例>

①修正案

②修正理由（修正案の趣旨）

ウ 方法 答申書の提出

エ スケジュール 平成26年5月下旬

【決定すべき事項】 ①答申書の記載内容

②スケジュール

(8) ホームページアンケートの実施

ア 区分 任意

イ 内容 次に掲げる自治基本条例に関する事項について、市のホームページを用いてアンケートを実施し、その内容については、検討委員会会議における審議の参考とする。
ただし、寄せられた意見に対する回答はしない。

<例>

自治基本条例、会議等に対する意見（自由意見投稿方式 別紙5（25, 26 頁））

ウ 方法 市ホームページ（回答は、アンケート用紙をダウンロードし、入力後メールで送信）

エ スケジュール 平成24年9月中旬から平成26年2月下旬（1年5箇月間）

- 【決定すべき事項】
- ① ホームページアンケートの実施の有無
 - ② （以下実施する場合）実施内容（対象者、アンケート内容及び寄せられた意見の扱い）
 - ③ スケジュール

(9) その他

ア 区分 任意

イ 内容 <例>

- ① 市民アンケートの実施（無作為抽出した市民1,500人にアンケートを郵送）
- ② 特定の世代、勤労者等との意見交換会（弘大生、地元企業、市議会議員、市長等）
- ③ 検討委員会会議傍聴者との意見交換会（会議傍聴の所感、条例関係全般等）
- ④ 市民向けフォーラムの開催（基調講演、現状報告、意見交換等）
- ⑤ 全体会議の開催（市民・議会・執行機関が集う意見交換会）

- 【決定すべき事項】
- ① 現時点で実施を希望するものの有無（例示事項に限らず）
 - ② （以下実施する場合）実施内容
 - ③ スケジュール